

クーポン利用対象外のもの



〈行政機関等の支払い〉

1. 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
2. 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
3. 宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの）
4. その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース等）

※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料金等、行政機関が運営する現業の対価は対象

〈日常生活における継続的な支払い〉

1. 電気、ガス、水道、電話料等、NHK放送受信料、保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
2. 不動産賃料、駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に関わる料金は対象

〈換金性の高いものの購入〉

1. 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
2. プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
3. 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

〈その他〉

1. やっぱ広島じゃ割（全国旅行支援割）電子クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの
※利用者が利用エリア外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象）
2. 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等
3. 授業料、入学検定料、入学金等
4. 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金自体に関する支払い及び宿泊代金・旅行代金に関わる追加費用（部屋のグレードアップ代金、レイトチェックアウト代金等）の支払い ※アクティビティのガイド料等は対象
5. 既存債務の弁済
6. 代金引換手数料、振込手数料
7. 各種サービスのキャンセル料
8. 電子商品取引
9. 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
10. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
11. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
12. 社会通念上、不相当とされるもの
13. クーポン取扱店舗が指定するもの
14. その他、本局が本事業の使用対象として適当と認めないもの